

【 目 次 】

I T 関係

- ・ 情報システムに関する政府調達制度の改善 1
- ・ 民間の契約慣行に合致した条件の政府所定締約への採り入れ 2
- ・ 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の
電子化の早期実現等 3
- ・ 申請書類の徹底した簡素化及び早期の I T 化 4
- ・ 電子政府の促進 5

環境関係

- ・ デポジット制度の導入、容器包装のリサイクル 6
- ・ 容器包装のリサイクル（品目区分等の見直し） 7
- ・ 容器包装のリサイクル（自主回収の認定基準の見直し） 8

競争政策関係

- ・ 競争入札参加資格申請手続の見直し 9

基準認証等

- ・ E D I 対象メッセージの統一及び各コードの標準化 10
- ・ H S コードの統一 11
- ・ H S コード改正の事前通知 12
- ・ N A C C S データの有効活用による船社等に課されている申告義務の
免除（港湾統計等） 13
- ・ N A C C S への一般輸出者の加入 14
- ・ 通関に関する N A C C S システムの一元化・W e b 対応化 15
- ・ S e a - N A C C S 、 A i r - N A C C S の一元化 16
- ・ A i r - N A C C S 利用者との意見交換 17
- ・ システム使用料のミニマイズ化等、申請者の負担軽減 18
- ・ 出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービス（シングル
ウィンドウ）の実現、申請や各種統計資料の関係官公庁による共有化 19
- ・ フラットベッドコンテナの輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告
義務の廃止 20
- ・ 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税に関する手続の簡素化 21
- ・ 液体燃料の輸入手続に関する提出書類の簡素化及び電子化、提出先の
一元化 22
- ・ 海上コンテナによる内貨輸送の制限の緩和又は廃止 23
- ・ 簡易申告制度利用者の拡大 24
- ・ 簡易申告制度利用者の拡大 25
- ・ 簡易申告制度の抜本的改善 26
- ・ 空荷で輸入されたコンテナ（非マル関）の空荷での再輸出に対する
免税措置の拡大 27

・見本持ち出し許可申請の簡素化	28
・再輸入容器免税の対査確認について	29
・従来 of 慣行等 of 見直し（現物主義 of 廃止）	30
・商業用携帯輸入貨物 of 通関体制 of 迅速化	31
・積出港を管轄する税関以外 of 税関による輸出貨物 of 検査	32
・代理店 of 署名等入出港時に提出する各種書類 of 提出方法 of 簡便化	33
・通い容器（反復して使用される再輸入容器） of 免税 of 取扱い	34
・通関機能を有するインランド・デポ of 設置・承認規制緩和	35
・通関業 of 営業区域制限 of 撤廃	36
・通関士 of 設置 of 見直し	37
・通達改正に伴う取扱い of 不統一（包括事前審査制度）	38
・免税コンテナ of 再輸出期間 of 延長	39
・免税コンテナ of 再輸出期間 of 延長申請提出義務 of 廃止又は許可期間延長	40
・免税コンテナ of 用途外使用制限 of 撤廃	41
・輸出インボイス仕出人 of 署名 of コンピュータプリントアウト of 許可	42
・輸出入申告 of 事前申告制 of 導入	43
・輸入貨物が関税率ゼロ of 場合 of 現実支払い価格による申告	44

金融

・対外支払手段 of 売買等 of 報告 of 廃止、簡素化	45
・T B ・ F B に係る寄託制限、転売制限 of 撤廃、振替禁止制度 of 見直し	46
・国別債権残高報告書に関する OCR 用紙による報告義務付け of 廃止	47
・「支払等報告書」 of 記入項目から of 「代表者 of 氏名」 of 削除	48
・特殊法人等 of 資金運用先へ of 農林中央金庫 of 追加	49

流通

・C V S チェーン本部に対する酒類販売仲介業免許等 of 付与	50
・酒類販売場 of 移転等に係る待機期間 of 短縮等	51
・大型店舗酒類小売業免許 of 制度 of 見直し	52
・期限付酒類小売業免許 of 申請手続 of 簡素化	53
・酒類 of 共同蔵置所 of 取扱い of 簡素化	54
・一般酒類小売業免許者当によるインターネット上での酒類販売 of 容認	55
・会社分割・合併における酒類販売業免許 of 取得手続 of 整備・簡素化	56

住宅・土地、公共事業関係

・P F I の特性を踏まえた調達手続 of 法制化	57
----------------------------	----

その他

・公的機関向け等 of リース契約 of 長期継続契約	58
・研究開発予算 of 複数年度にわたる活用	59
・公共入札制度 of 規制について	60

分野	IT	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	情報システムに関する政府調達制度の改善			
意見・要望等の内容	<p>ア、総合評価方式の改善（加算方式を導入し、省庁毎の評価点基準を統一する。）</p> <p>イ、情報システム開発の価格を評価する際には、初年度だけでなく、ライフサイクルコスト全体のコストを評価対象として採用する。</p> <p>ウ、落札結果全て（入札参加者全員の入札額・総合評価点数・経緯等）をインターネット上で開示する。</p>			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>ア、「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平成13年3月27日アクション・プログラム実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。</p> <p>イ、「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平成14年1月20日アクション・プログラム実行推進委員会）において、入札の評価について「ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。」とされている。</p> <p>ウ、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」（昭55.11.18大蔵省令45）第7条の2に基づき落札結果について公示するなどの措置が講じられている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>ア、「改革工程表」（平成13年9月21日経済財政諮問会議決定）（IT分野（2））「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」</p> <p>イ、「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し（IT関連構造改革工程表）」（平成13年11月7日IT戦略本部報告）（4-(1)）「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成14年3月28日、情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）に基づき、2002年度から、各府省において、ライフサイクルコストベースでの価格評価、総合評価落札方式における加算方式の導入、入札結果等に係る情報の公表の促進を図ることとしている。</p>				
担当局課室等名	<p>総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課</p>			

分野	IT	意見・要望提出者	経済団体連合会、リース事業協会、 関西経済連合会、オリックス	
項目	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等			
意見・要望等の内容	<p>・自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3ヶ年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に具体化すべきである。</p> <p>検査・登録等諸手続 自動車検査・登録手続等の電子化 軽自動車検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化</p>			
関係法令	自動車重量税法第8条、第9条	共管	国土交通省、警察庁、総務省	
制度の概要	<p>・自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、自動車検査証の交付等を受ける時までに、検査自動車又は届出軽自動車に課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を納付書にはり付けて提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3ヶ年計画 1. IT関係 ア】</p> <p>自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>		
<p>（説明）</p> <p>・自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト（バーチャルエージェント）」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続の電子化に向けた調査検討を精力的に行っているところである。</p> <p>・ワンストップサービスの中心となるシステムについては、現在、調査検討及び技術的な実証実験を行っており、平成14年度にはワンストップサービス・システムの構築のための基本設計を行う予定としている。</p> <p>・今後とも、関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービス・システムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。</p>				
担当局課室等名	国税庁課税部消費税室			

分野	I T		意見・要望提出者	日本船主協会
項目	申請書類の徹底した簡素化及び早期のI T化			
意見・要望等の内容	政府のe - j a p a n重点計画に基づき、早急にI T化を進めるべきである。即ち、I T化にあたっては、各種申請の改廃に向けた検討をはじめに行い、その上で、存続させる申請に関しては、書類の徹底した簡素化を図るべきである。			
関係法令	関税法第15条、第67条、第70条等 電子情報処理組織による税関手続の特例 等に関する法律第3条	共管	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	
制度の概要	<p>外国貿易船等が開港等に入出港した場合には、関税法の規定に基づき入出港関係手続に係る書類を税関に提出する必要がある。</p> <p>また、貨物を輸出入する場合には、関税法の規定に基づき輸出入申告書等の必要な書類を税関に提出する必要がある。</p>			
計画等における記載の状況	【e - j a p a n重点計画 5.(3)1.b】 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度を目途(遅くとも平成15年度まで))	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	<p>税関への輸出入申告手続等については、昭和53年から電子的な申告を可能とする通関情報処理システム(NACCS)を導入し、既に輸出入申告件数の約9割の貨物が電子申告により処理されている。</p> <p>さらに、平成13年6月26日付「財務省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」に掲げられた、電子化に馴染まない旅客の携帯品等の輸出入申告等を除く全ての申請・届出等手続の電子化を、平成14年度を目途(遅くとも平成15年度まで)に実現することとしており、その実現により税関への書類提出を省略することとしている。</p>			
担当局課室等名	関税局監視課、業務課、調査保税課、総務課事務管理室			

分野	IT	意見・要望提出者	米国
項目	電子政府の促進		
意見・要望等の内容	教育目的のIT関連製品やサービスを含むIT調達において、中央政府レベルのみならず、県や地方自治体などでも解放的で透明度の高い競争を促進する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平成4.1.20 アクション・プログラム実行推進委員会）において、無差別待遇、透明性及び公正でかつ開かれた競争という原則に立脚した取引機会を拡大するための措置を実施するとされている。		
計画等における記載の状況	ア、「改革工程表」（平成13年9月21日経済財政諮問会議決定）（IT分野 - (2)）「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」 イ、「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し（IT関連構造改革工程表）」（平成13年11月7日IT戦略本部報告）（4-(1)）「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度中)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成14年3月28日、情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）に基づき、2002年度から、極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図ることとしている。			
担当局課室等名	総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課		

分野	環境	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	デポジット制度の導入、容器包装のリサイクル		
意見・要望等の内容	デポジット制度の導入 すべての自治体での容器包装の分別収集体制の整備		
関係法令	循環型社会形成推進推進基本法 容器包装リサイクル法	共管	環境省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省
制度の概要	<p>< デポジット制度 ></p> <p>循環型社会形成推進基本法（第 2 3 条）では、経済的負担措置制度の導入について、廃棄物等の発生抑制等に資する場合には、その措置に係る施策を活用して循環型社会の形成を促進することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとされている。</p> <p>< 容器包装のリサイクル ></p> <p>容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成 9 年 4 月から施行。</p> <p>分別収集の対象品目や分別収集の開始時期等については市町村の判断によることされているが、本法の施行後、分別収集に取り組む市町村数並びに容器包装廃棄物の分別収集量及び再商品化量は着実に増加。</p> <p>平成 1 2 年度では、既に缶で約 9 割、びんで約 8 割、ペットボトルで約 7 割の自治体が分別収集を開始。ペットボトルの生産量に対する回収率も 3 4 . 5 % に向上。</p>		
計画等における記載の状況	<p>< デポジット制度 ></p> <p>総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第 1 次答申」5 . 環境【具体的施策】の (6) 廃棄物・リサイクル問題 2) 拡大生産者責任、デポジット制度の導入等</p> <p>改正改革工程表の規制改革（環境）「循環型社会の構築」の廃棄物・リサイクル問題に係る検討とりまとめ（拡大生産者責任の導入）</p> <p>< 容器包装のリサイクル ></p> <p>(3) 個別事項</p> <p>イ リサイクル・廃棄物</p> <p>ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討</p>		

<p>対応の状況</p>	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>デポジット制度導入の効果や経済に与える影響等について適切に調査、研究を進める。</p> <p>一方、容器包装のリサイクルをより効果的に行うため、容器包装リサイクル法が当初の狙いどおり機能しているかについて、その効果を検証しつつ、関係機関と連携を図りながら改善すべき事項について検討を進めていく必要がある。</p>				
<p>担当局課室等名</p>	<p>理財局たばこ塩事業室・国税庁課税部酒税課</p>			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	容器包装のリサイクル			
意見・要望等の内容	<p>容器包装リサイクル法の品目区分等の見直し</p> <p>紙製容器包装の品目区分は再商品化の方法、たとえば燃料化するのか、再資源化するのか等によって区分すべき。</p>			
関係法令	容器包装リサイクル法	共管	環境省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	
制度の概要	<p>容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。</p> <p>容器包装の品目区分としては、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集及び再商品化の義務のあるもの <p>ガラスびん（無色、茶色、その他の色に区分）、ペットボトル、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装</p> ・分別収集されることで有償又は無償で引き取られるもので再商品化をしないもの <p>スチール缶、アルミ缶、飲料用紙製容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）、段ボール製容器包装</p> 			
計画等における記載の状況	(3)個別事項			
	<p>イ リサイクル・廃棄物</p> <p>ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	<p>（説明）</p> <p>容器包装のリサイクルをより効果的に行うため、容器包装リサイクル法が当初の狙いどおり機能しているかについて、その効果を検証しつつ、関係機関と連携を図りながら改善すべき事項について検討を進めていく。</p> <p>なお、容器包装の品目区分に係る主な検討事項等については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の再商品化に係る技術開発や再商品化施設の整備等の動向を踏まえた検討 ・容器包装廃棄物の回収段階での有価性の把握 			
担当局課室等名	理財局たばこ塩事業室・国税庁課税部酒税課			

分野	環境	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	容器包装のリサイクル			
意見・要望等の内容	容器包装リサイクル法に係る自主回収の認定基準の見直し 自主回収の認定の基準を緩和し、回収率が少ない場合にも認定し、再商品化義務量から控除すべき。			
関係法令	容器包装リサイクル法	共管	環境省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。 事業者はリサイクルの義務を履行するため、自主回収の認定、独自ルートでの認定、指定法人への委託という3つの方法から選択することができる。 自主回収の認定制度は、事業者が再商品化義務のある容器包装を自ら又は他の者に委託して回収し、その方法が一定の回収率（概ね90%）を達成するため適切であると主務大臣が認めるときは、認定された容器包装全部について再商品化の義務が免除されるもの。 			
計画等における記載の状況	(3)個別事項 イ リサイクル・廃棄物 ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<ul style="list-style-type: none"> 事業者による再商品化に関しては、大部分が指定法人への委託により義務が履行されているが、リターナブルびんを中心として自主回収の認定もなされてきており、容器包装リサイクル法の施行後、自主回収の認定を受けた事業者及び認定を受けた容器の種類数は着実に増加している。 制度的には、自主回収の認定を受けた容器包装については全量の義務控除が受けられ、一方、この認定を受けなくとも、自主回収した容器包装の実績に応じて義務量は控除できることとしており、リターナブル容器の利用促進に向けた一つの動機付けとして設けられたものである。 <p>従って、要望において自主回収を少量行った場合では再商品化義務量から控除できない旨の記載があるが、これは事実誤認であるものと思われる。</p>				
担当局課室等名	理財局たばこ塩事業室・国税庁課税部酒税課			

分野	競争政策等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	競争入札参加資格申請手続の見直し		
意見・要望等の内容	<p>物品製造等に係る競争入札参加資格申請手続は、平成 13 年度より全省庁有効な統一資格となったが、建設工事に係る競争入札参加資格申請手続についても、同様の合理化を図るべきである。</p> <p>入札参加資格申請に使用する決算数値について、企業グループが作成する連結決算数値を使用することも可能にする。</p>		
関係法令	各省庁で定める競争参加資格取扱要領	共管	全省庁
制度の概要	<p>建設工事に係る競争入札参加資格申請手続については、各省庁においては各省庁の基準に基づき、資格審査を行っている。</p> <p>また、資格申請手続については、原則各会社ごとの決算数値により、申請手続を行っている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>物品製造等に係る競争入札参加資格手続については、平成 13 年 1 月の定期審査から競争参加資格審査及び名簿の作成を全省庁が統一的行うためのシステムの運用を開始し、供給者たる企業の負担軽減及び行政事務の簡素化・効率化が図られたところである。</p> <p>一方、建設工事に係る競争入札参加資格手続については、建設工事が持つ特殊性の観点(技術評価等)から全省庁統一の資格審査手続が図られていないのが現状である。</p>		
担当局課室等名	大臣官房会計課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会
項目	E D I 対象メッセージの統一及び各コードの標準化		
意見・要望等の内容	入出港時に提出する各種書類の簡素化と E D I 化・ペーパーレス化・E D I 対象メッセージの統一及び各コードの標準化		
関係法令	関税法第 15 条等 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第 3 条	共管	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
制度の概要	外国貿易船等が開港等に入出港した場合には、関税法の規定に基づき入出港関係手続に係る書類を税関に提出する必要がある。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 (1) 措置済 (2)(3) 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期：平成 14 年度を目途(遅くとも平成 15 年度まで)、平成 15 年度のできるだけ早い時期)			
(説明)			
(1) 外国貿易船等が開港等に入出港する場合には、関税法に基づき、税関に対し各種入出港手続に係る書類を提出することとされているが、海上貨物通関情報処理システムにより提出手続のオンライン化を実施し手続の負担軽減を図っている。			
(2) さらに、平成 13 年 6 月 26 日付「財務省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」に掲げられた、電子化に馴染まない旅客の携帯品等の輸出入申告等を除く全ての申請・届出等手続の電子化を、平成 14 年度を目途(遅くとも平成 15 年度まで)に実現することとしている。			
(3) なお、平成 14 年 1 月に接続した海上貨物通関情報処理システムと港湾 E D I システムは、入力コードの標準化に努めており、今後、1 回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化により、メッセージの統一化が図られるよう作業中である。(平成 15 年度のできるだけ早い時期目標)			
担当局課室等名	関税局監視課、総務課事務管理室 調査課税関調査室		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	H Sコードの統一			
意見・要望等の内容	貿易・通関の簡素化を図るため、各国のH Sコードを共通化する。			
関係法令	関税法	共管	なし	
制度の概要	<p>H S条約は、関税分類を国際的に統一するために作成されたものであり、締約国は現在日本、米国、E C等103カ国及び1関税同盟である。</p> <p>H S条約締約国は、条約の規定により自国の輸出入品目表において6桁までを国際的に合意された品目分類であるH Sコード(6桁)にあわせることが義務になっているが、各国の必要により分類の細分を6桁を超えて独自に設定することが認められている(H S条約第3条)。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) <p>H S条約締約国は、条約の規定により自国の輸出入品目表において6桁までを国際的に合意された品目分類であるH Sコード(6桁)にあわせることが義務になっているが、各国の必要により分類の細分を6桁を超えて独自に設定することが認められている。</p> <p>我が国の輸出入統計品目表においては、税率に基づく細分を設ける必要があることに加え、統計等の目的から、各業界からの要望を踏まえた各省庁の要請を受けて、H Sコード(6桁)の外に、3桁の国内細分コードを設定し、全体で9桁のコードを用いている。更に、輸出と輸入とではその目的が異なることから、必要に応じて別の国内細分コードを設けている。</p> <p>同様の理由から、他の締約国においても、H Sコード(6桁)を超えそれぞれ独自に国内細分コードを設定しており(米国は10桁、E Cは8桁)、国によって産業事情等が異なることから、7桁以降のコードを各国統一することは困難である。</p>				
担当局課室等名	関税局業務課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	HSコード改正の事前通知			
意見・要望等の内容	輸出入統計品目表改正の周知期間を十分にとること。			
関係法令	関税法	共管	なし	
制度の概要	<p>「輸出統計品目表」及び「輸入統計品目表」(以下「輸出入統計品目表」という。)は、関税法第102条(外国貿易統計の作成及び公表)の規定を実施するため、大蔵省告示(昭和62年6月30日付第94号「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」)により定められている。輸出入統計品目表は関係省庁・業界等の要望を踏まえ毎年見直しが行われており、改正内容については実施までに1ヶ月程度の周知期間を設けて、官報に告示するようにしている(改正内容については、税関ホームページにも掲載している。)</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) <p>輸出入統計品目表の暦年の改正については、当年の貿易動向等を踏まえた上で、関係省庁が関係業界からの要望を集約後、翌年の改正案を作成するため、一定の作業時間が必要となるが、その場合でも原則として1ヶ月程度の周知期間を設けている。なお、本年のHS改正は大規模であることから、特に約2ヶ月前より説明会等による周知に努めたほか、電子データによる改正データの配布も行った。</p> <p>今後も可能な限りの周知期間を設けるよう努めていきたい。</p>				
担当局課室等名	関税局業務課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会
項目	N A C C Sデータの有効活用による船社等に課されている申告義務の免除（港湾統計等）		
意見・要望等の内容	海運会社や港運業者に提出が義務付けられている港湾統計はN A C C Sデータの有効活用により、改めてその提出を不要とすべきである。		
関係法令	統計法第5条、港湾調査規則第7条、9条 関税法第15条等 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条	共管	国土交通省
制度の概要	港湾統計作成のため、船社等に都道府県知事に対する資料の提出が義務付けられている。 外国貿易船等が開港等に入出港した場合には、関税法の規定に基づき入出港関係手続に係る書類を税関に提出する必要がある。		
計画等における記載の状況	輸出入・港湾諸手続について（中略）統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 現在、船社等は、N A C C Sデータの有効活用により港湾統計用資料の作成・提出が可能となっている。			
担当局課室等名	関税局総務課事務管理室		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	N A C C S への一般輸出者の加入			
意見・要望等の内容	輸出入者の自社申告の拡大をはかることを目的として、N A C C S を開放すべき。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	N A C C S の利用により税関手続とそれと密接不可分に進行している民間業務を相互に関連付けながら処理することが可能となっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) N A C C S の利用については、特に資格制限を設けておらず、通関情報処理センターと利用契約を締結することにより誰でも利用可能である。				
担当局課室等名	関税局業務課、総務課事務管理室			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	通関に関するNACCSシステムの一元化・Web対応化		
意見・要望等の内容	<p>電子手続が海上輸送と航空便で2通りあること、それぞれに専用端末が必要なことから、相当額の投資が必要になっている（平成13年10月の更改Air-NACCS稼動のための社内投資については、某企業では数千万円の投資を行っている）。</p> <p>海上運送と航空便のシステムを一元化し、更に政府主導でWeb化すれば民間投資の効率化が図れる。更に、現行システムのように稼動（利用）時間の制限がなくなり、インターネット上で24時間365日利用することが可能になり、通関業務の効率化に繋がる。</p>		
関係法令	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律 等	共管	なし
制度の概要	<p>NACCS（Nippon Automated Cargo Clearance Systemの略（通関情報処理システム））は、税関と関連民間業界をオンラインで結び、税関手続とこれに密接不可分に関連しながら同時並行的に進行していく民間業務とを相互に関連付けながらコンピュータで迅速かつ的確に処理するシステムであり、航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）と海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）の2つのシステムが稼動している。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 1．税関への申請手続については、航空貨物と海上貨物で基本的には相違はないが、比較的少量の貨物を迅速に輸送する航空機と一度に大量の貨物を輸送する船舶では、貨物の輸送形態や取扱いについてかなりの相違があり、それらを反映して、物流管理などの民間業務の内容が異なっている。 2．NACCSは、税関手続のみならず税関手続と密接不可分に進行していく物流管理といった民間業務を相互に関連付けながらコンピュータでこれらを一括して効率的に処理するシステムであり、航空貨物と海上貨物についての民間業務の内容が大きく異なっていることを反映させ、それぞれに最適な処理が行われ			

るようAir - NACCSとSea - NACCSの2つのシステムを構築しているものである。

- 3 . 平成11年のSea - NACCSの更改及び平成13年のAir - NACCSの更改に伴い、より一層の利用者の利便性向上を図る観点から、専用端末機方式を廃止し、市販のパソコンによる利用が可能となっている。
- 4 . また、Sea - NACCSにあつては、午前2 : 00 ~ 午前5 : 00 (平成14年4月以降は午前2 : 00 ~ 午前4 : 00)、Air - NACCSにあつては午前4 : 30 ~ 午前5 : 00のファイル更新等のための時間帯以外は稼動しており、事実上、終日・通年で利用が可能となっている。
- 5 . なお、平成14年度にもインターネットを通じたNACCSの利用を可能とする予定である。

担当局課室等名

関税局総務課事務管理室

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	Sea - N A C C S、Air - N A C C Sの一元化			
意見・要望等の内容	貨物の輸送方法に関係なく、原則として蔵置貨物の管轄税関で輸出入申告可能な環境を作るために、Sea - N A C C SとAir - N A C C Sを、将来は一本化すべく早急に検討に入るべき。			
関係法令	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律 等	共管	なし	
制度の概要	N A C C S (N i p p o n A u t o m a t e d C a r g o C l e a r a n c e S y s t e m の略 (通 関 情 報 処 理 シ ス テ ム)) は、税関と関連民間業界をオンラインで結び、税関手続とこれに密接不可分に関連しながら同時並行的に進行していく民間業務とを相互に関連付けながらコンピュータで迅速かつ的確に処理するシステムであり、航空貨物通関情報処理システム (A i r - N A C C S) と海上貨物通関情報処理システム (S e a - N A C C S) の2つのシステムが稼働している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)		
(説明)				
<p>1．現在でも貨物の輸送方法に関係なく、蔵置貨物の管轄税関で輸出入申告することが可能となっている。</p> <p>2．なお、税関への申請手続については、航空貨物と海上貨物で基本的には相違はないが、比較的少量の貨物を迅速に輸送する航空機と一度に大量の貨物を輸送する船舶では、貨物の輸送形態や取扱いについてかなりの相違があり、それらを反映して、物流管理などの民間業務の内容が異なっている。</p> <p>N A C C S は、税関手続のみならず税関手続と密接不可分に進行していく物流管理といった民間業務を相互に関連付けながらコンピュータでこれらを一括して効率的に処理するシステムであり、航空貨物と海上貨物についての民間業務の内容が大きく異なっていることを反映させ、それぞれに最適な処理が行われるよう Air - N A C C S と Sea - N A C C S の2つのシステムを構築しているものである。</p>				
担当局課室等名	総務課事務管理室			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	米国
項目	Air - N A C C S利用者との意見交換		
意見・要望等の内容	現行の3年間という取決めが終了した後、Air - N A C C Sの利用者と引き続き意見交換を行う。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	<p>N A C C Sセンターの運営するAir - N A C C Sの運営経費は、システムの利用料金により賄われている。</p> <p>センターは、平成13年10月の料金改定にあたり、パブリックコメント及びその公表等を通じて利用者の意見聴取を図ってきた。</p> <p>また、センターは利用料金に関する検討会を設け、その議論を踏まえ、料金改定に伴う激変緩和措置を改定後3年間にわたって講ずることとしたところ。</p> <p>なお、平成13年10月に提出された「日米規制改革及び競争政策イニシアティブに基づく日本政府への米国政府の年次改革要望書」の中でも、センターが行った利用料金の激変緩和措置に対する謝意が記述されている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【日米規制改革及び競争政策イニシアティブに基づく日本政府への米国政府の年次改革要望書（抜粋）：流通】</p> <p>航空貨物を対象としたAir - N A C C Sの利用料金引き上げに対する企業の懸念を日本が進んで考慮したことは、流通システムにおける商品流通コスト抑制の重要性を認識したものであるとして歓迎される。米国政府は、日本政府に対し以下の措置を求める。</p> <p>現行の3年期限の取決めが満了した後、公正な料金体系が構築されるよう、Air - N A C C Sの利用者と引き続き意見交換を行う。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） <p>N A C C S（通関情報処理システム）の利用料金については、システムを運営している通関情報処理センターが決定しているが、平成13年10月の料金改定にあたって、センターは、利用者の意見を踏まえつつ、利用料金を決定している。</p> <p>センターは、利用料金について利用者から今後とも意見を伺っていくこととしている。</p>			
担当課等名	関税局総務課事務管理室		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会
項目	システム使用料のミニマイズ化等、申請者の負担軽減		
意見・要望等の内容	真のワンストップサービスの実現 ・ システム使用料のミニマイズ化等、申請者の負担軽減		
関係法令	なし	共管	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
制度の概要	通関情報処理システム（NACCS）の運営経費は、システムの利用料金により賄われている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 現在、NACCS（海上貨物通関情報処理システム）の民間利用料金について、できる限り低廉なものとなるよう利用料金の改定を検討しているところである。			
担当局課室等名	関税局総務課事務管理室		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会、経済団体連合会
項目	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービス（シングルウィンドウ）の実現申請データや各種統計資料の関係官公庁による共有化		
意見・要望等の内容	<p>電子政府化の目標となっている 2003 年度までに、入港から輸入許可に要する時間を最短で 24 時間以内に短縮するため、各種申請の必要性について根本から再検討を行った上で、</p> <p>現行の申請書類を可能な限り削減し、全ての輸出入・港湾諸手続を統合し、1 回の入力・送信で複数の申請を可能とするシングルウィンドウ（ワンインプット）システムの検討、整備を進め、申請者の負担軽減に努めるべきである。また、申請データや各種統計資料に関しては、関係官公庁による共有化を可能とするべきである。</p>		
関係法令	<p>統計法第 5 条、港湾調査規則第 7 条、9 条</p> <p>関税法第 15 条、第 67 条、第 70 条</p> <p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第 3 条</p>	共管	国土交通省、経済産業省、法務省、厚生労働省、農林水産省
制度の概要	<p>関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に、当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。</p> <p>また、外国貿易船が開港に入出港した場合には、関税法の規定により入出港関係手続に係る書類を税関に提出しなければならない。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【e-japan重点計画 5.(3)1.b】</p> <p>輸出入・港湾諸手続について、平成 13 年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。</p>		

対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>これまで、通関、検疫等の手続については、通関情報処理システム(NACCS)と他省庁の輸入関連手続のシステムとの間でのインターフェースの実現を通じて、手続の同時並行処理を可能とするとともに、NACCSと輸出入・港湾関連手続のシステムとの接続・連携により輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス化を進め、利用者の利便性向上を図ってきている。ただし、現時点では複数の省庁に対する申請・届出は複数回に分けて送信しなければならない。</p> <p>このため、「e-Japan戦略」で掲げられた「5年以内に世界最先端のIT国家となる」との目標の実現に向け、港湾におけるワンストップサービスの推進（NACCS等のシステムの連携によるシングルウィンドウ化）を図るため、関係府省の間において検討体制（「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」）を整備し、当該連絡会議の申合せに基づき、1回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化の早期実現に向けシステム開発作業中である。（平成15年度のできるだけ早い時期目標）</p> <p>また、現在、船社等は、NACCSデータの有効活用により港湾統計用資料の作成・提出が可能となっている。</p>	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：平成15年度のできるだけ早い時期)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
担当局課室等名	関税局業務課、総務課事務管理室、調査課税関調査室			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会
項目	フラットベッドコンテナの輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告義務の廃止		
意見・要望等の内容	フラットベッドコンテナの輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告義務の廃止		
関係法令	関税法第67条、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第2条及び同法施行令第2条	共管	なし
制度の概要	フラットベッドコンテナ（プラットフォームコンテナ）はコンテナ条約上の「コンテナ」の定義に該当しないことから、コンテナ条約該当コンテナに適用される通関手続（積卸コンテナ一覧表の提出により申告があったものとみなす）は認められていない。ただし、当該フラットベッドコンテナを輸出入しようとする場合には、輸出入貨物の容器として、簡易な輸出入申告書による通関が認められている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>フラットベッドコンテナ（プラットフォームコンテナ）は、コンテナ条約上のコンテナに該当しないことから、コンテナ条約及びコンテナ特例法の適用を受けず、基本的には一般の貨物と同様に輸入手続が必要であり、手続自体を廃止することは困難である。</p> <p>ただし、フラットベッドコンテナの輸出入に当たっては、輸出入貨物の容器として、既に、簡易な輸出入申告書による通関を認めるとともに、再輸出免税の措置を講じているところである。</p>			
担当局課室等名	関税局調査保税課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税に関する手続の簡素化		
意見・要望等の内容	<p>違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税（以下「違約品の戻し税」という。）は、手続が煩雑であり、手続のためのコストが関税の払戻し額を上回り制度の利用をあきらめることになることが多いことから、届け出により払戻しを受けられるようにする、輸入許可の日から1年間は税関長の承認なしに廃棄して関税の払戻しが受けられるようにする、保税地域に搬入しなくても税関職員が一般の倉庫に向いて確認し廃棄できるようにする、又は、違約品であることを自ら立証する場合、密閉された食品、飲料等については、任意に抜き取ったサンプルに対する公的検査機関による検査証明書をもって貨物の全体の証明と認めるという手続の簡素化を行うべき。</p>		
関係法令	関税定率法第20条 関税定率法施行令第56条	共管	なし
制度の概要	<p>違約品の戻し税制度は、違約品等で輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを、輸入許可の日から6か月以内（6か月を超えることがやむを得ないものとして税関長の承認を受けたときは1年以内）に保税地域に搬入し再輸出する場合、又は、輸入許可の日から6か月以内に保税地域に搬入しあらかじめ税関長の承認を受けて廃棄する場合は、その関税を払い戻すものである。</p> <p>違約品であることを証明するためには、クレームが成立した場合についてはクレーム解決書、輸入者等が違約品であることを自ら立証する場合には、分析表、試験成績表、公認検定機関の検量証明書その他違約品であることを立証する資料が必要となる（関税定率法基本通達20-5（2））。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	液体燃料の輸入手続に関する提出書類の簡素化及び電子化、提出先の一元化		
意見・要望等の内容	<p>現行の提出書類を見直し、各官公庁間で重複する書類などの廃止、一本化を図るべき。特に、通関関係の提出書類については、その多くが輸入港を管轄する各税関宛に提出していることから、提出先を一元化すべき。</p> <p>その上で尚且つ必要な書類については、電子メールの活用及びSea-NACCS等のシステムへの取り組みにより電子化を推進すべき。</p> <p>液体燃料は、同一の輸入者により安定した輸入が高い頻度で行われ、提出書類が定型化しているにも拘わらず、他の輸入貨物と同様に数十種類もの書類を輸入の都度、入港、通関、出港の各時期に分けて、各指定機関に提出しなければならない。そのため、船舶代理店、通関業者の業務効率化を妨げている。また、このような煩雑な手続は船舶代理店、通関業者のコスト増加を招いており、最終流通形態である自動車用燃料、都市ガス、電力等の物品価格に影響を及ぼすものである。</p>		
関係法令	関税法第15条、17条、67条、68条、70条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条	共管	国土交通省、地方自治体
制度の概要	<p>外国貿易船が開港に入出港した場合には、関税法の規定により入出港関係手続に係る書類を税関に提出しなければならない。</p> <p>貨物を輸入しようとする者は、品名・数量及び価格その他必要な事項を申告し、許可を受けなければならないこととされている。</p> <p>関税関係法令以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に、当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【e-japan重点計画 5.(3)1.b】</p> <p>輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有を活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また、単なる参考資料として提出を求められるものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
	(実施(予定)時期：平成15年度のできるだけ早い時期)		
(説明)			
<p>これまで、通関、検疫等の手続については、通関情報処理システム(NACCS)と他省庁の輸入関連手続のシステムとの間でのインターフェイスの実現を通じて、手続の同時並行処理を可能とするとともに、NACCSと輸出入・港湾関連手続のシステムとの接続・連携により輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス化を進めることにより、利用者の利便性向上を図ってきている。ただし、現時点では複数の省庁に対する申請・届出は複数回に分けて送信しなければならない。</p> <p>このため、「e-JAPAN戦略」で掲げられた「5年以内に世界最先端のIT国家となる」との目標の実現に向け、港湾におけるワンストップサービスの推進(NACCS等のシステムの連携によるシングルウィンドウ化)を図るため、関係府省の間において検討体制(「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」)を整備し、当該連絡会議の申合せに基づき、1回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化の早期実現に向けシステム開発作業中である(平成15年度のできるだけ早い時期目標)。</p> <p>税関が船舶の入出港時及び貨物の輸入通関時に提出を求めている書類は、税関の取締り上、及び関税の賦課徴収のため必要なものである。なお、税関官署において unnecessary 書類を要求していることが確認された場合には、適切に指導することとしたい。</p>			
担当局課室等名	関税局業務課、総務課事務管理室		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会 経済団体連合会	
項目	海上コンテナによる内貨輸送の制限の緩和又は廃止			
意見・要望等の内容	海上コンテナの内貨の輸送禁止（2回以上）の緩和又は廃止（（社）日本船主協会） 免税コンテナを国内運送輸送用に使用する場合の制限（使用回数制限）を撤廃すべきである。（（社）経済団体連合会）			
関係法令	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第8条	共管	なし	
制度の概要	貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取出地から輸出貨物の詰込地（又は輸出地）まで通常の経路により運送される間においては、1回に限り国際運送以外の運送（国内運送）に供することができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>コンテナに関する通関条約では、コンテナの経済的な利用を図る観点から、貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取出地から輸出貨物の詰込地（又は輸出地）まで通常の経路により運送される間について、本来許容されない国内運送への使用を、同条約に関する決議（決議第24号 国内運送における外国のコンテナの使用）において、特例として1回に限り認めるよう勧告がなされている。</p> <p>我が国においても、同決議の趣旨を踏まえ、コンテナ特例法において、1回の国内運送への使用を認めているところである。また、コンテナ条約における考え方も、コンテナが国際間の貨物の輸送に反復継続して使用されるという特性に着目して免税措置を規定しているものであり、免税により一時輸入されたコンテナが、他の内国貨物と同様に国内で自由に使用されることを認めることは、同条約が想定していないところであり、この制限を緩和し又は撤廃することは適当でない。</p>				
担当局課室等名	関税局調査保税課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	米国
項目	簡易申告制度利用者の拡大		
意見・要望等の内容	<p>航空貨物を取り扱う輸入代理業者やインテグレーターが、簡易申告制度を広く利用できるように改める。</p> <p>1. 輸入代理業者やインテグレーターを「輸入業者」として承認する。</p> <p>2. 宅配貨物を指定貨物の定義に含める。</p>		
関係法令	関税法第7条の2	共管	なし
制度の概要	<p>簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を要件に、納税申告の前にこれを引き取ることが可能とする制度である。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)			
<p>1. 簡易申告制度は、通関業者等の代理人に対して認めるものではなく、あくまでも輸入者に対して認める制度である。</p> <p>通関業者等の輸入代理業者であっても、代理を依頼する輸入者が税関長の承認を受け、かつ、貨物の指定を受ければ、その代理人として簡易申告制度を利用した申告を行うことは可能である。</p> <p>また、インテグレーターであっても、自らが輸入者となり輸入する貨物について、税関長の承認を受け、かつ、貨物の指定を受ければ、簡易申告制度を利用することは可能である。</p> <p>2. 簡易申告制度において、同制度を利用する貨物の指定は貨物の所属区分ごとに行うものとされている。これは、継続的に輸入される同一の所属区分に属する貨物について特例輸入者は十分な知識を有し、適正な納税申告が期待できると考えられるからである。</p> <p>したがって、宅配便のように不特定多数の輸入者が様々な種類の貨物で利用するものについては、貨物の所属区分ごとに指定する簡易申告制度の基本的な趣旨とは相容れないことから、宅配貨物を指定貨物の定義に含めて欲しいという要望に応えることは困難である。</p>			
担当局課室等名	関税局 調査保税課、業務課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	簡易申告制度の対象拡大			
意見・要望等の内容	税関長の承認を受けた「特例輸入者」が輸入する貨物は、原則として全ての輸入貨物を簡易申告制度の対象とする。			
関係法令	関税法第7条の2	共管	なし	
制度の概要	簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を要件に、納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする制度である。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)		
(説明)				
<p>簡易申告制度は、納税申告に係る法令遵守の確保を条件に納税申告の前に輸入貨物を引き取ることを可能とする制度である。貨物の所属区分により関税率が異なっている現状において法令遵守が確保されるためには、通関手続に習熟しているとともに、その輸入する貨物に係る関税関係法上の評価や取扱いについても熟知していることが必要であって、このためには当該特例輸入者において継続的輸入実績のある貨物についてのみ官位申告制度の利用を認めることが合理的である。したがって、特例輸入者が輸入する全ての輸入貨物に簡易申告制度を適用できるように改めてほしいとの要望にこたえることは困難である。</p>				
担当局課室等名	関税局 調査保税課、業務課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会	
項目	簡易申告制度の抜本的改善			
意見・要望等の内容	簡易申告制度の抜本的改善			
関係法令	関税法第7条の2	共管	なし	
制度の概要	簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を要件に、納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする制度である。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>具体的な要望内容が定かではないが、仮に「簡易申告制度の抜本的改善」が特例輸入者の承認要件や貨物指定要件を緩和してほしいということであれば、これらの要件は、法令遵守の確保を要件に納税申告前に特例的に輸入貨物の引取りを認める当該制度の下で、適正な納税申告を確保する観点から課されているものであり、これら要件を緩和することについては、当該制度の趣旨に鑑み、慎重な検討が必要である。</p>				
担当局課室等名	関税局 調査保税課、業務課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会
項目	空荷で輸入されたコンテナ（非マル関）の空荷での再輸出に対する免税措置の拡大		
意見・要望等の内容	空荷で輸入されたコンテナ（非マル関）の空荷での再輸出に対する免税措置の拡大		
関係法令	関税定率法第17条、関税定率法施行令第32条	共管	なし
制度の概要	輸入され、その輸入の許可の日から1年以内に輸出されるコンテナについては、関税が免除されることとなっている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>具体的な要望内容が定かではないが、仮に「免税措置の拡大」が、空荷で輸入されたコンテナを空荷で再輸出する場合について免税措置を講じてほしいということであれば、当該コンテナについては、既に免税措置は講じられており、事実誤認である。(関税定率法施行令第32条第1号)</p>			
担当局課室等名	関税局調査保税課、業務課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	見本持ち出し許可申請の簡素化		
意見・要望等の内容	<p>税関に出向かなくても、ファックス又はEメールで許可申請手続きが行えるようにすべき。</p> <p>(理由)</p> <p>許可申請のためだけに税関にわざわざ担当者1名をあてることは、事業効率化の妨げとなっている。申請手続きの電子化推進は、日本の国際競争力を高める上で不可欠。</p>		
関係法令	関税法第32条	共管	なし
制度の概要	保稅地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする場合には、税関長の許可を受けなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 [措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 [措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	<p>見本の一時的持ち出しの許可申請については、海上貨物通関情報処理システム(海上NACCS)を利用したオンラインでの許可申請が既に可能である。(平成11年10月)</p>		
担当局課室等名	関税局調査保稅課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	自動車工業会
項目	再輸入容器免税の対査確認について		
意見・要望等の内容	再輸入された容器が本邦から輸出されたものであることの対査確認は、輸出許可書又はこれに代わる書類により行われているが、輸入の都度、輸出関係書類を提出したり、そのために当該書類を別管理する必要がある等、手続が複雑であり、輸出入件数が多くなると作業量が増大し、納期の短縮等の妨げとなることから、輸入申告の際に提出する書類に反復利用する容器である旨を明示することのみで、免税措置が受けられる方式、又は、再輸入される容器の明細等が記載された書類と輸入申告書等により対査確認を行い、必要な場合は輸入された容器と明細等が記載された書類との対査確認のための検査を実施するという方式に変更すべき。		
関係法令	関税定率法第14条第11号 関税定率法施行令第16条第1項	共管	なし
制度の概要	輸出入貨物の運送のために利用される容器について関税の免除を受けるためには、本邦から輸出された貨物の容器であることが他の資料に基づき明らかな場合を除き、貨物の輸入申告の際に輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書を提示しなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>輸入される貨物については、原則として関税、消費税等が課されることとなっているが、一定の要件を満たすものについては例外的に免税となっている。したがって、制度上、免税が適用されるには、一定の要件が満たされていること、すなわち免税が適用される貨物であることを確認することが、課税の公平性を確保する点から必要となる。</p> <p>再輸入する容器の免税については、法律上の要件として当該容器が本邦から輸出されたものであることが必要であり、税関において、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査を行うことにより、本邦から輸出されたものと同じであることを確認している。したがって、輸出許可書等の提示は法律上の要件を確認するため必要であり、これを省略することはできない。</p>			
担当局課室等名	関税局業務課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会
項目	従来の慣行等の見直し（現物主義の廃止）		
意見・要望等の内容	従来の慣行等の見直し（現物主義の廃止）		
関係法令	関税法、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律	共管	なし
制度の概要	<p>外国貨物は、原則として、保税地域以外の場所に置くことができないこととされており、これにより、輸出入貨物についての適正な通関手続の履行を確保し、麻薬、けん銃等の不正輸入及び武器等の不正輸出の防止、関税及び内国消費税の徴収の確保を図るとともに、税関の通関検査等の効率的な実施の確保を図っている。</p> <p>輸出申告又は輸入申告は、原則として申告に係る貨物を保税地域に入れた後にするものとされている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>具体的な要望内容が定かではないが、仮に「現物主義の廃止」が、保税地域に貨物を搬入する前であっても輸出入申告を行えるようにしてほしいということであれば、貨物の荷抜け・すり替えを防止し、密輸出入を取り締まる観点から搬入前の輸出入申告・許可を認めることは適当ではない。</p> <p>ただし、本船・航空機入港前の事前申告の実施については、既に迅速な引取り等を可能とする観点から、次のような措置を講じており、リスクが低い貨物については、事実上、事前申告・即時引取り等を可能とする仕組みとなっている。</p> <p>本船・航空機の入港前であっても予備的に輸入申告を行うことを認め、税関の書類審査を事前に受けることができる輸入予備審査制の導入（平成3年4月）</p> <p>輸出航空貨物について、保税地域への搬入前であっても予備的に輸出申告を行うことを認め、税関の書類審査を事前に受けることができる航空輸出貨物予備審査制の導入（平成13年10月）</p> <p>海上貨物通関情報処理システム（海上NACCS）を利用した搬入即時許可の導入（平成11年10月）</p> <p>航空貨物通関情報処理システム（航空NACCS）を利用した到着即時許可の導入（平成8年4月）</p> <p>また、保税運送申告、見本の一時持出許可申請等主要な保税関係手続についても、平成12年7月から、当該手続に係る貨物の船荷証券（航空貨物にあってはAir Waybill）が発行された日以後であれば、貨物の到着前の事前申告を行える取扱いとしている。</p>			
担当局課室等名	関税局業務課、調査保税課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	商業用携帯輸入貨物の通関体制の迅速化		
意見・要望等の内容	商業貨物を携帯して入国する場合、30万円を超えるものについては、一般貨物と同様に業務通関が義務づけられているが、税関指定の通関業者に預けることとなり、即時の輸入申告が不可能となっていることから、携帯した者が指定する通関業者による即時の輸入申告を認めるべきである。		
関係法令	関税法第67条 関税法施行令第59条第1項 関税法基本通達67-4-9	共管	なし
制度の概要	輸入申告は、原則としてその申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとされており、旅客の携帯品であるときを除き、輸入申告書を提出して、しなければならないこととされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
旅客が携帯して輸入しようとする貨物のうち、30万円を超えるものについては、輸入申告書を税関長に提出して、申告しなければならないが、当該輸入申告は、輸入しようとする旅客本人のほか、通関業者による代理申告が認められており、当該通関業者は、輸入者が自由に指定(選択)することができる。			
担当局課室等名	関税局監視課、業務課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	積出港を管轄する税関以外の税関による輸出貨物の検査		
意見・要望等の内容	輸出申告に際しては、積出港を管轄する保税地域に貨物を搬入し検査を受けなければならないが、貨物が存在する地域を管轄する税関に検査を委託し手間を省くべきである。		
関係法令	関税法第67条の2第1項	共管	なし
制度の概要	輸出申告又は輸入申告は、原則としてその申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 輸出申告は、積出港を管轄する税関ではなく、貨物を蔵置している保税地域を管轄する税関に申告することとなっている。したがって、貨物が蔵置された保税地域を管轄する税関に申告し輸出許可を受けた後、積出港に運送することが可能である。			
担当局課室等名	関税局業務課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会
項目	代理店の署名等入出港時に提出する各種書類の提出方法の簡便化		
意見・要望等の内容	入出港時に提出する各種書類の簡素化とEDI化・ペーパーレス化・代理店の署名等入出港時に提出する各種書類の提出方法の簡便化		
関係法令	関税法第15条等 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条	共管	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
制度の概要	外国貿易船等が開港等に入出港した場合には、関税法の規定に基づき入出港関係手続に係る書類を税関に提出する必要がある。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度中)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>外国貿易船等が開港等に入出港する場合には、関税法に基づき、税関に対し各種入出港手続に係る書類を提出することとされているが、海上貨物通関情報処理システムにより提出手続のオンライン化を実施し手続の負担軽減を図っているところである。その際には、提出者の署名を求めず、ID及びパスワードにより認証を行っている。</p> <p>さらに、平成13年6月26日付「財務省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」に掲げられた、電子化に馴染まない旅客の携帯品等の輸出入申告等を除く全ての申請・届出等手続の電子化を、平成14年度を目途(遅くとも平成15年度まで)に実現することとしている。</p>			
担当局課室等名	関税局監視課、総務課事務管理室		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	通い容器（反復して使用される再輸入容器）の免税の取扱い			
意見・要望等の内容	<p>昨年4月の通達改正（関税定率法基本通達 14-16(8)）により、日本製通い容器を台帳管理することになり、管理コストが増加することとなった。</p> <p>日本製通い容器については、再輸入する容器の免税（関税定率法第14条第11号）でなく、再輸入貨物の免税（関税定率法第14条第10号）を適用して欲しい。</p>			
関係法令	関税定率法第14条第11号	共管	なし	
制度の概要	<p>本邦から輸出された貨物の容器で輸出又は輸入の際に使用されるものについては、関税が免除される（関税定率法第14条第11号）。</p> <p>再輸入する容器が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等の対査（現品確認）により行うこととしているが、反復使用される再輸入容器の場合、輸入申告書等に記載された規格、材質、規格ごとの数量等と、輸出許可書等に記載された規格、材質、規格ごとの数量等との対査確認が可能である場合には、書類により確認してもよいこととしている（関税定率法基本通達 14-16(8)）。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>再輸入する容器の免税については、法律上の要件として当該容器が本邦から輸出されたものであることが必要であり、税関において、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査（現品確認）を行うことにより、本邦から輸出されたものと同じであることを確認している。</p> <p>しかしながら、反復して使用される再輸入容器についても簡易申告の対象として欲しいとの要望があったことから、原則として税的検査が行われない簡易申告制度に対応するため、現品確認以外に書類により確認する方法を新たに加えることにより、平成13年度政令改正において簡易申告制度の対象としたものである。</p> <p>したがって、新たに台帳管理する義務を加えたわけではなく、簡易申告制度の利用を希望するのでなければ、これまでどおり、現品確認により免税の適用を行うことは可能である。</p> <p>また、再輸入貨物の免税（関税定率法第14条第10号）においても、現品確認が必要であり何ら再輸入容器の免税と条件が違うわけではない。</p>				
担当局課室等名	関税局業務課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	通関機能を有するインランド・デポの設置・承認規制緩和			
意見・要望等の内容	<p>「海なし県への港移動」であるインランド・デポおよび内陸通関による保税運送等により、一極集中の緩和（円滑・効率的物流の実現）と内陸地域の輸出・輸入産業の振興を促進させる。</p> <p>物理的に港・CYヤードは動かせないため、その前段（輸出）・後段（輸入）プロセス業務の分散化を希望します。</p>			
関係法令	関税法第35条	共管	なし	
制度の概要	税関長は、保税地域に税関職員を派出して同地域内の貨物の取締りを行うとともに、その保税地域の実状に応じ適宜通関事務等の税関事務を処理させることができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）		
<p>（説明）</p> <p>具体的な要望内容が定かではないが、仮に「通関機能を有するインランド・デポの設置・承認規制緩和」が、輸出入通関が可能となるよう内陸部に税関職員を派出（常駐）して欲しいということであれば、これまでも、関税法第35条の規定に基づき、内陸部の保税地域における貨物取扱量の推移、税関行政の効率性の確保等を勘案して、必要に応じ税関職員の派出を行ってきているところである。（昭和25年7月）</p>				
担当局課室等名	関税局調査保税課、総務課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会 日本チェーンストア協会
項目	通関業の営業区域制限の撤廃		
意見・要望等の内容	営業区域制限を撤廃すべきである。		
関係法令	通関業法第3条、第9条 通関業法施行令第2条	共管	なし
制度の概要	通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならないこととなっており、通関業者は、許可を受けた税関の管轄区域内においてのみ、通関業を営むことができる。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>通関業者の営業区域制限の撤廃は、通関業者が貨物蔵置場所に営業の基盤を有しない場合は、税関の検査に立ち合えず、円滑な貨物検査に支障が生じるおそれがあること、また、通関業者の指導・監督については、各地区によって通関業者の業務の内容、経営の規模等にそれぞれ特色が見られるため、実情を把握できる立場にある各税関単位で行うことが効率的であること、から困難である。</p> <p>なお、一の税関で許可を受けている者については、許可基準のうち経営の基礎が確実であること及び役員的人的構成についての審査を省略するなど、簡易な手続で許可を受けることを認めることにより、既に220社(平成14年1月1日現在)が複数の管轄区域で営業を行っており、本制度が通関業者の全国展開、事務の効率化を妨げているとは考えられない。</p> <p>また、輸出入者の利便のため、同一人から依頼された一連の税関手続については、管轄区域外の通関業者でも行うことができることとされているところである(例えば、大量で多様な構造物及び装置から成るプラントの輸出手続は、複数の税関に分割して行われることがあるが、この場合、一の通関業者が、通関業の許可を受けた税関以外の税関の管轄区域においても、一連の手続として、その輸出手続を行うことができる。)</p>			
担当局課室等名	関税局業務課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	通関士の設置の見直し		
意見・要望等の内容	通関営業所ごとに、専任の通関士を置くのではなく、通関業者の任意の場所（通関業者の本社、又は支社、支店等）に通関士を配置できるようにすべきである。		
関係法令	通関業法第13条第1項	共管	なし
制度の概要	通関業者は、専任の通関士を置かないことについて税関長の承認を受けた場合を除き、通関士を置かなければならないとされる営業所ごとに、専任の通関士一人以上を置かなければならないこととなっている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>通関業法に基づく営業所は、実質的に通関書類の作成審査等の通関業務を行う事務所であり、その新設にあたっては、税関長の許可が必要であるが、その新設は通関業者の任意であり、複数の営業所の設置を義務付けているものではない。</p> <p>通関業法は、適正かつ迅速な通関手続の実施を確保するため、通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に提出する主な通関書類については、通関士にその内容を審査させることを義務付けている。</p> <p>このため、営業所における通関士の適正な審査を確保する観点から、設置の許可を受けた営業所には専任の通関士を置くことを義務付けており、これを任意とすることはできない。</p> <p>ただし、通関業務の量が極めて少ない場合には、通関業者の経営上の負担を考慮し、税関長の承認を受けることにより専任の通関士を置かないことができる。</p>			
担当局課室等名	関税局業務課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本自動車工業会
項目	通達改正に伴う取り扱いの不統一（包括事前審査制度）		
意見・要望等の内容	平成13年4月に包括事前審査制度の通達改正が行われたが、取り扱いに不統一が生じている面があるため改善すべきである。		
関係法令	関税関係通達 (蔵関第652号平成12年8月10日)	共管	なし
制度の概要	包括事前審査制度は、輸出者が同一種類の貨物を継続して輸出する場合、輸出者の希望により、主として輸出申告する税関に申し出させ、あらかじめ審査をすることにより、迅速な輸出通関を図ろうとする制度である。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 〔措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
包括事前審査制度については、下欄備考のとおり通達を改正したところであり、本通達の改正に際して、財務省関税局から各税関に具体的な事務取扱いを指示したところである。			
万一、取り扱いに不統一が生じている場合は、申し出ていただきたい。			
(注) 包括事前審査制度の通達は、平成13年3月1日から実施すべく平成12年8月10日改正したものである。			
(備考)			
包括事前審査制度は、平成13年3月1日から、各税関ごとに申し出(適用期間の延長申出、対象品目の追加変更申出を含む。)させ、当該申出を受けた税関のみで適用していたものを、一の税関への申し出することにより全国一括に適用することとした他、適用有効期間を2年から3年に延長及び通関業者の指定を廃止した。			
担当局課室等名	関税局業務課		

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会 経済団体連合会	
項目	免税コンテナの再輸出期間の延長			
意見・要望等の内容	免税コンテナの再輸出期間の延長 免税コンテナを国内運送輸送用に使用する場合の制限（期間制限3ヶ月）を撤廃すべきである。			
関係法令	コンテナに関する通関条約第3条、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第4条	共管	なし	
制度の概要	関税等の免除を受けて一時輸入される免税コンテナについては、条約及び当該条約の実施のために制定された国内法において原則として3か月以内に再輸出しなければならないこととされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>国際運送に反復継続して使用されるコンテナについては、コンテナに関する通関条約により、通関手続きの簡素化及びその一時輸入に当たっての免税措置が定められており、我が国も同条約に基づいた取扱いを行っているところである。同条約においては、基本的には、コンテナが輸入された後3か月以内に再輸出されることを免税の条件としており、その趣旨を踏まえ、我が国においても原則として3か月以内に再輸出されることを免税の条件としているものである。</p> <p>3か月間という一時輸入に対して免税措置を講じることが、同条約の基本的な考え方であり、これを延長することは適当でない。</p>				
担当局課室等名	関税局調査保税課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	日本船主協会
項目	免税コンテナの再輸出期間延長申請提出義務の廃止又は許可期間延長		
意見・要望等の内容	(1) 免税コンテナの再輸出期間延長申請提出義務の廃止 (2) 又は許可期間延長		
関係法令	コンテナに関する通関条約第3条、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第4条	共管	なし
制度の概要	関税等の免除を受けて一時輸入される免税コンテナについては、条約及び当該条約の実施のために制定された国内法において原則として3か月以内に再輸出しなければならないこととされているが、条約においても、各国の法令により当該再輸出期間を延長することが認められており、我が国においてはコンテナ特例法により、税関長の承認を受けた場合には、再輸出期間を延長することができることとされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	(1) 措置困難 (2) その他
（説明） (1) コンテナに対する免税措置は、コンテナが国際間の貨物の輸送に反復して使用されるという特性に着目して設けられた制度であり、条約及び国内法令において3か月以内に再輸出されることを免税の基本的な条件としているところであるが、やむを得ない理由がある場合で税関長の承認を受けた場合には、当該再輸出期間の延長を認めているものである。 したがって、再輸出期間の延長を認めるに当たっては、やむを得ない理由があるか否を税関長が判断するために再輸出期間延長承認申請の提出が必要であり、これを廃止することは困難である。 (2) また、要望にある「許可期間延長」が何を指しているのか不明であるが、再輸出期間を延長できる期間（原則として3か月）を更に延長してほしいというものであれば、やむを得ない理由がある場合は、すでに3か月を超えた期間の延長を認めているところである。			
担当局課室等名	関税局調査保税課		

分 野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項 目	免税コンテナの用途外使用制限の撤廃			
意見・要望等の内容	免税コンテナを国内運送輸送用に使用する場合の制限（税関長に事前に届けるのではなく、当該コンテナの管理者の了承のみ得れば可能とする。）を撤廃すべきである。			
関係法令	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第8条	共管	なし	
制度の概要	<p>貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取出地から輸出貨物の詰込地（又は輸出地）まで通常の経路により運送される間においては、1回に限り国際運送以外の運送（国内運送）に供することができる。</p> <p>この場合、国内運送をしようとする者は、あらかじめ、その旨を税関長に届け出なければならない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） コンテナに関する通関条約では、コンテナの経済的な利用を図る観点から、貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取出地から輸出貨物の詰込地（又は輸出地）まで通常の経路により運送される間について、本来許容されない国内運送への使用を、同条約に関する決議（決議第24号 国内運送における外国のコンテナの使用）において、特例として1回に限り認めるよう勧告がなされている。 国内運送を税関長への事前届出に係らしめているのは、この要件に反して国内運送が2回以上行われることがないよう、徴税上の視点から税関として確認する必要があるためであり、この手続きを廃止して、コンテナの管理者の了承に置き換えることはできない。				
担当局課室等名	関税局調査保税課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	輸出インボイス仕出人の署名のコンピュータプリントアウトの許可			
意見・要望等の内容	社内の電子化システムが通関書類作成のために完結しておらず、業務全体の効率化の足かせとなっていることから、輸出時のインボイスは、仕出人の名前をコンピュータからプリントアウトすることで良いことにすべきである。			
関係法令	関税法第68条第1項 関税法施行令第60条第3項	共管	なし	
制度の概要	輸出申告に際しては、仕入書（インボイス）を提出しなければならないこととされており、税関長が取締上支障がないと認めた場合は、仕入書の写し等を提出することとされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中	措置困難	その他
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </div> <p>（実施（予定）時期：平成13年10月）</p>			
（説明）				
税関長が取締上支障がないと認めた貨物の輸出申告に際しては、仕入書原本の写しのほか、既にコンピュータからプリントアウトされた書類の提出を認めている。				
担当局課室等名	関税局業務課			

分野	基準認証等	意見・要望提出者	経済団体連合会 日本船主協会
項目	輸出入申告の事前申告制の導入		
意見・要望等の内容	本船入港前の事前申告を可能にする等、保税地域に輸出入品を入れる前でも申告が行えるようにする。		
関係法令	関税法第67条の2第1項	共管	なし
制度の概要	輸出申告又は輸入申告は、原則としてその申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 貨物の荷揚げ・すり替えを防止し、密輸出入を取り締まる観点から保税地域に貨物を搬入する前の輸出入申告・許可を認めることは適当でない。 ただし、本船・航空機入港前の事前申告の実施については、既に迅速な引取り等を可能とする観点から、次のような措置を講じており、リスクが低い貨物については、事実上、事前申告・即時引取り等を可能とする仕組みとなっている。 本船・航空機の入港前であっても予備的に輸入申告を行うことを認め、税関の書類審査を事前に受けることができる輸入予備審査制の導入(平成3年4月) 輸出航空貨物について、保税地域への搬入前であっても予備的に輸出申告を行うことを認め、税関の書類審査を事前に受けることができる航空輸出貨物予備審査制の導入(平成13年10月) 海上貨物通関情報処理システム(海上NACCS)を利用した搬入即時許可の導入(平成11年10月) 航空貨物通関情報処理システム(航空NACCS)を利用した到着即時許可の導入(平成8年4月)			
担当局課室等名	関税局業務課、調査保税課		

分野	金融	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	対外支払手段の売買等の報告の廃止、簡素化			
意見・要望等の内容	報告の廃止、あるいは年度単位等まとめた報告への改善			
関係法令	外国為替及び外国貿易法第 55 条の 3 第 1 項第 3 号	共管	なし	
制度の概要	内外資本取引等の自由化と外国為替業務の自由化を盛り込んだ改正外為法（外国為替及び外国貿易法。平成 10 年 4 月 1 日施行）における報告制度は、法目的である「対外取引の正常な発展」を達成するため、報告の徴求目的を、国際収支統計の作成及び市場動向の実態把握に限定し、一定金額を超える対外取引を事後報告制としている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 当該報告は、市場動向の実態把握の観点から徴求しているものであるが、平成 13 年 6 月 26 日の「財務省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」に則り、外国為替関連報告手続の電子化を検討しているところであり、この検討の中で報告者等からの要望を踏まえ、対応していきたい。				
担当局課室等名	国際局調査課外国為替室			

分野	金融	意見・要望提出者	関西経済連合会 都銀懇話会	
項目	T B ・ F B に係る寄託制限、転売制限の撤廃、振替禁止制度の見直し			
意見・要望等の内容	T B ・ F B について、金融機関の国債決済事務のアウトソースを可能とするため、金融機関が振替決済制度の他の参加者に寄託できるよう、日本銀行の国債振替決済制度の参加者口座（自己口）から他の参加者の口座（顧客口）への振替の禁止を撤廃すること。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>T B ・ F B を入札参加者が顧客に販売する時は、) 譲渡人たる入札参加者に寄託すること、) 顧客が再譲渡する先は入札参加者に限ること、の2点につき入札参加者から理財局長宛確認書の提出を求めている。</p> <p>) により、日本銀行の国債振替決済制度に関する規程上、T B ・ F B については、国債振替決済制度の参加者口座の自己口から他の参加者の口座への振替を禁止している。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)		
(説明)	現在検討している新たな振替決済制度の創設も踏まえ、その取り扱いについて検討してまいりたい。			
担当局課室等名	理財局国債課			

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫、都銀懇話会	
項目	国別債権残高報告書に関するOCR用紙による報告義務付けの廃止			
意見・要望等の内容	国別対外債権残高報告書に関するOCR用紙による報告義務付けの廃止			
関係法令	外国為替及び外国貿易法第55条の7 外国為替令第18条の7 外国為替の取引に関する省令第14条	共管	なし	
制度の概要	特別国際金融取引勘定承認金融機関（外銀と一部邦銀を除く）は、四半期毎の非居住者に対する国籍及び所在国別の債権残高の状況について「国別対外債権残高報告書（別紙様式第34）」を作成の上、翌四半期開始後1ヶ月以内に、日本銀行を經由して財務大臣宛てに提出することが義務付けられており、当該様式については付表を除きOCR用紙での作成が義務付けられている。			
計画等における記載の状況	2(3)才 外国為替関連報告手続の電子化の検討の中で、「国別対外債権残高報告書」のOCR（Optical Character Reader：光学式文字読み取り）用紙による報告についても、廃止を含め検討を行い、結論を得る。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 「国別対外債権残高報告書」については、OCR（Optical Character Reader：光学式文字読み取り）用紙による報告を廃止し、通常紙による報告とすることとし、平成14年度中に外国為替の取引等の報告に関する省令を改正予定。				
担当局課室等名	国際局為替市場課国際収支室			

分野	金融	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	「支払等報告書」の記入項目からの「代表者の氏名」の削除		
意見・要望等の内容	「支払等報告書」において、「報告者」の欄の記入項目から、「及び代表者の氏名」を削除し、「氏名又は名称」のみとすべきである。		
関係法令	外国為替及び外国貿易法第55条第1項 外国為替令第18条の4 外国為替の取引等の報告に関する省令第3条	共管	なし
制度の概要	居住者が非居住者との間又は外国にいる居住者との間で、貿易外の取引に伴い一定金額を超える支払又は支払の受領（以下、「支払等」という。）をした場合に提出を要するもので、国内の銀行等を経由して支払等が行われた場合には、銀行等に提出し、銀行を通じて、日本銀行経由財務大臣に提出をする。また、国内の銀行等を経由しないで支払等が行われた場合には、直接日本銀行経由で財務大臣に提出をする。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 外国為替及び外国貿易法第71条第3号では、第55条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対して、6ヶ月以内の懲役又は20万円以下の罰金に処することとなる。会社の場合、支払等報告書について虚偽の報告をした場合、行為者のみならず、法人及び法人の代表者等も当該虚偽の報告等に関与している場合には、罰金刑の対象となる(同法72条)。この場合の代表者について、罰則の対象となるのは、当該虚偽報告等に関与した時点の会社の代表者である。したがって、罰則の対象者を明確にするため、会社の代表者の氏名を削除することは困難。			
担当局課室等名	国際局調査課外国為替室		

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	以下の特殊法人等の資金運用先として農林中央金庫の預金および農林債券を追加する。 (対象先) 国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行			
関係法令	国民生活金融公庫法、日本政策投資銀行法、国際協力銀行法	共管	なし	
制度の概要	一部の特殊法人等には、それぞれの根拠法令等において、資金運用先に制限があり、農林中央金庫の預金、農林債券での運用ができない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (措置困難	その他
(説明)				
各政府系金融機関による余裕金の資金運用先については、 資金の運用先となる金融機関の性格 資金運用を委託する側の政府系金融機関にとっての必要性 財政融資資金が原資であることから、安全・確実な運用が強く要請されていること(参考：財政融資資金法第1条) 等を総合的に勘案して、法律等で定めているところであり、現時点において農林中央金庫を指定することは考えてない。				
担当局課室等名	大臣官房政策金融課			

分野	流通	意見・要望提出者	日本フレンチチェーン協会	
項目	CVSチェーン本部に対する酒類販売媒介業免許の付与等			
意見・要望等の内容	CVSチェーン本部に対して、酒類販売媒介業免許等を付与すべきである。			
関係法令	酒税法第9条、第10条	共管	なし	
制度の概要	<p>酒類の販売の媒介業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づいて所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>酒税法第10条では、一定事由に該当するときは、免許を与えないことができるとされており、具体的な審査基準については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達において規定し、これに従った運用を行っている。</p> <p style="text-align: right;">「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 酒類販売媒介業免許の免許要件については、法令及び通達に明確に規定されているところである。 したがって、酒類販売媒介業の免許を受けようとする者から申請があった場合には、当該申請者について法令及び通達に定める具体的な審査基準により審査の上で免許を付与することになる。				
担当局課室等名	国税庁 課税部 酒税課			

分 野	流通	意見・要望提出者	経済団体連合会、関西経済連合会 日本チェーンストア協会	
項 目	一般酒類小売業免許者等によるインターネット上での酒類販売の容認			
意見・要望 等の内容	一般酒類小売業免許等に付されている販売方法の条件（通信販売を除く。）を緩和し、通信販売を可能とするとともに、通信販売酒類小売業免許における品目制限（販売する酒類は入手困難な地酒や輸入酒に限る。）を廃止すべきである。			
関係法令	酒税法第9条、第11条	共管	なし	
制度の概要	<p>酒類の販売業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づいて所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>酒税法第11条では、酒類販売業の免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合は販売する酒類の範囲及びその販売方法に条件を付することができることされており、具体的な審査基準については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達において規定し、これに従った運用を行っている。</p> <p>同通達において、一般酒類小売業免許の販売方法には、「通信販売を除く」旨の条件を付すこととし、また、通信販売酒類小売業の取扱酒類は、国産酒類であれば課税移出数量が1,000kl未満である酒類製造者が製造・販売する酒類のうち課税移出数量が100kl未満（しょうちゅう乙類のみ200kl未満）の銘柄、輸入酒類であれば課税引取数量が100kl未満の銘柄としている。</p> <p style="text-align: right;">「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			

(説明)

通信販売酒類小売業免許は、昭和 63 年 12 月の臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、通信販売のニーズに対応すべく、特例的に付与することとしているものであるが、酒類の需給関係に与える影響を考慮し一般酒類小売業免許に附されている需給調整規制との均衡を図る観点から、取扱酒類の範囲について条件を附することとし、一般の酒販店では入手困難な地域的な特色のある酒類等に限定して付与することとしている。

こうした特例的措置については、平成 9 年 6 月 13 日の中央酒類審議会答申において「需給調整要件の見直しと併せて、大幅な整理・縮小を行い、免許制度の一層の簡素・合理化を図るべき」とされたことを踏まえ、今後の取扱いを検討することとしている。

しかしながら、直ちにこれらの特例を拡大したり、制限を撤廃したりすることについては、一般酒類小売業免許の需給調整規制について政府の「規制緩和推進 3 力年計画」(平成 10 年 3 月 31 日閣議決定、平成 11 年 3 月 30 日改定、平成 12 年 3 月 31 日再改定)に則り段階的・計画的に規制緩和を行っている現在の状況を踏まえると、酒類の需給関係に与える影響を考慮しつつ慎重に検討していく必要があるものと考えます。

担当局課室等名

国税庁 課税部 酒税課

分野	流通	意見・要望提出者	経済団体連合会・日本チェーンストア協会	
項目	会社分割・合併における酒類販売業免許の取得手続の整備・簡素化			
意見・要望等の内容	<p>会社分割による営業主体の変更が生じた場合における一般酒類小売業免許の取得手続等の内容（少なくとも合併と同様）を整備すべきである。</p> <p>また、合併による営業主体の変更が生じた場合における免許申請に係る添付書類を簡素化すべきである（経営面の実質に変更がないときは、相続による承継と同程度に削減）。</p>			
関係法令	酒税法第9条、第10条	共管	なし	
制度の概要	<p>酒類の販売業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づいて所轄税務署長の免許を受けなければならないが、営業主体の変更（法人成り、法人の組織変更、法人の合併、営業の承継）がなされた場合には、変更後の営業主体が新たに免許を受ける必要があり、通常の免許要件の審査を受けることになる。</p> <p>しかし、酒類販売業者に営業主体の変更があったことに伴い、新たに変更後の営業主体から免許申請がなされた場合においては、旧免許業者との同一性が認定できる場合には、酒税法第10条第11号の需給調整要件についてはこれを満たしているものとして、主に人的要件のみの審査で免許付与している。</p> <p>なお、具体的な審査基準については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達において規定し、これに従った運用を行っている。</p> <p style="text-align: right;">「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成14年中に措置（結論））	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他

(説明)

酒税法上は、会社分割など営業主体の変更が行われた場合、変更後の営業主体が新たに免許を取得することが必要であり、免許の承継はできない。

しかし、法人成り・合併等がなされた場合においては、変更後の営業主体が従前の営業主体と同一性を保持している限りにおいて需給調整上問題がないことから、特例的に需給調整要件は満たされているものと見做して免許を付与することとしている。

会社分割の場合にも、法人成り・合併等の場合と同様の取扱いとする等の特例的措置については、平成9年6月13日の中央酒類審議会答申において、「需給調整要件の見直しと併せて、大幅な整理・縮小を行い、免許制度の一層の簡素・合理化を図るべき」とされたことを踏まえ、今後どのようにすべきか検討していくこととしているが、少なくとも一般酒類小売業免許の需給調整規制について政府の「規制緩和推進3カ年計画」(平成10年3月31日閣議決定、平成11年3月30日改定、平成12年3月31日再改定)に則り段階的・計画的に規制緩和を行っている現時点において、直ちにこれらの特例を拡大したり、制限を撤廃したりすることについては、酒類の需給関係に与える影響も考慮しながら検討していく必要があるものとする。

なお、手続の簡素効率化の観点から、会社分割による営業主体の変更が生じた場合の免許申請手続等を整備し、営業主体の変更が生じた場合における免許申請に係る添付書類を簡素化することについては、平成14年中に結論を得るべく検討を行うこととしたい。

担当局課室等名	国税庁 課税部 酒税課
---------	-------------

分野	流通	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	期限付酒類小売業免許の申請手続の簡素化			
意見・要望等の内容	期限付酒類小売業免許の申請回数削減及び添付書類の簡素化のため、年度当初に年計画分の一括等の内容申請を可能とし、誓約書等の添付書類の簡素化をすべき。			
関係法令	酒税法第9条	共管	なし	
制度の概要	<p>酒類の販売業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づいて所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>免許を受けようとする者が臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者である場合には、税務署長は酒税法第9条第2項に基づいて免許の期限を付することができる。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他 ・一括申請については、既に明確にしている。
(実施(予定)時期：14年中措置(結論・実施))				
(説明) <p>申請回数の削減については、平成11年1月「内外からの規制緩和要望等に対する検討状況」において、開催期間があらかじめ定められている期限付酒類小売業免許について、一括して申請書を提出することは現状でも可能である旨、明らかにしているところである。</p> <p>また、既免許者の場合の添付書類については、販売設備の状況、催事等の説明書及び販売姿勢に関する誓約書のみとしており、かなりの程度簡素化が図られているところであるが、これらの更なる簡素化については、今後、検討を進め、平成14年中に結論を得ることとしたい。</p>				
担当局課室等名	国税庁 課税部 酒税課			

分野	流通	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	酒類の共同蔵置所の取扱いの簡素化		
意見・要望等の内容	報告済の酒類蔵置所を共同輸送のために他の酒類販売業者と共同で使用する事となった場合、当該酒類蔵置所の使用スペース等を区分けすることなく共同で使用する事を認めるべきである。		
関係法令	酒税法 47条 4項・酒税法施行令 54条の2	共管	なし
制度の概要	<p>酒税の検査取締上の観点から、酒類販売場以外の場所に課税済の酒類を蔵置する場所（倉庫等）を設置するときは、所轄税務署長あての報告を求めている。</p> <p style="text-align: right;">「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（実施（予定）時期：平成 14 年中に措置（結論・実施））			
（説明） <p>酒類の販売業者が販売の目的で所持する酒類を貯蔵する場所（酒類蔵置所）については、所在地及び名称を販売場の所在地又は酒類蔵置所を設置する場所を税務署長に報告することとしている。</p> <p>複数の酒類の販売業者が使用スペース等を区分けすることなく共同で酒類蔵置所を設置することについては、使用スペース等を区分けしていない場合でも、酒類の販売業者ごとに蔵置している酒類が確実に特定できるかどうかなど、検査取締上の観点にも配慮しつつ、具体的措置の検討を行っているところである。</p>			
担当局課室等名	国税庁 課税部 酒税課		

分野	流通	意見・要望提出者	日本フレンチチェーン協会	
項目	酒類販売場の移転等に係る待機期間の短縮等			
意見・要望等の内容	酒類小売業免許に係る販売場の移転許可、営業主体の変更に伴う新規免許につき、事由の如何を問わず、申請日から満1年の待機期間を短縮若しくは撤廃すべきである。			
関係法令	酒税法第9条、第16条	共管	なし	
制度の概要	<p>酒類の販売業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づいて所轄税務署長の免許を受けなければならない、営業主体の変更（法人成り、法人の組織変更、法人の合併、営業の承継）がなされた場合には、変更後の営業主体が新たに免許を受ける必要があり、通常の免許要件の審査を受けることとなる。</p> <p>しかし、酒類販売業者に営業主体の変更があったことに伴い、新たに変更後の営業主体から免許申請がなされた場合においては、旧免許業者との同一性が認定できる場合には、酒税法第10条第11号の需給調整要件についてはこれを満たしているものとして、主に人的要件のみの審査で免許付与している。</p> <p>また、酒類販売業者は、販売場を移転しようとするときには、酒税法第16条に基づいて移転先の所轄税務署長の許可を受けする必要があり、その際には、検査取締要件（酒税法第10条第9号）、需給調整要件（酒税法第10条第11号）が審査されることになる。（酒税法第16条第2項）</p> <p>なお、具体的な審査基準については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達において規定し、これに従った運用を行っている。</p> <p style="text-align: right;">「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
（説明） 要望にある「待機期間」なるものは、存在しない。 なお、一般酒類小売業免許に係る新規免許（営業主体の変更に伴う新規免許を含む。）、販売場の移転許可については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達によって標準処理期間は2ヶ月としているところである。				
担当局課室等名	国税庁 課税部 酒税課			

分野	流通	意見・要望提出者	経済団体連合会、日本チェーンストア協会	
項目	大型店舗酒類小売業免許の制度の見直し			
意見・要望等の内容	<p>大型店酒類小売業免許については、店舗面積が 1,000 m²以上の店舗を対象とするようにし、免許の当初から、全酒類を販売可能とするとともに、販売方法に関する免許条件を廃止すべきである。</p> <p>また、分社化等の会社再編による営業主体の変更があった場合、改めて3年間に販売する酒類を限定することを不要とすべきである。</p>			
関係法令	酒税法第9条、第10条	共管	なし	
制度の概要	<p>酒類の販売業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づいて所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>大型小売店舗（店舗面積1万m²以上）に対する免許は、申請に基づき、原則として、人的要件の審査のみで開店日にあわせた免許付与を行っている。</p> <p>なお、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒（500mlの容器入りのリサイクル瓶詰品を除く）及び国産ビール以外の酒類に限定しているほか、販売方法は店頭小売販売に限ることとしている。</p> <p style="text-align: right;">「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他

(説明)

大型店舗酒類小売業免許は、昭和 63 年 12 月の臨時行政改革審議会の答申等を受け、1 万㎡以上の総合スーパーについて、その公共性及び消費者の利便に配慮して、特例的に開店に合わせて免許を付与することとしているものであるが、酒類の需給関係に与える影響を考慮し一般酒類小売業免許に附されている需給調整規制との均衡を図る観点から、免許取得後 3 年間は取扱酒類の範囲について条件を附し、国産の清酒(500ml の容器入りのリサイクル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定することとしている。

また、分社化等により営業主体の変更がなされた場合、酒税法上、変更後の営業主体が新規に免許を取得することとなるから、新規に取扱酒類の制限が及ぶことになる。

大型店舗酒類小売業免許のような特例的措置については、平成 9 年 6 月 13 日の中央酒類審議会答申において「需給調整要件の見直しと併せて、大幅な整理・縮小を行い、免許制度の一層の簡素・合理化を図るべき」とされたことを踏まえ、今後の取扱いを検討することとしている。

しかしながら、直ちにこれらの特例を拡大したり、制限を撤廃したりすることについては、一般酒類小売業免許の需給調整規制について政府の「規制緩和推進 3 力年計画」(平成 10 年 3 月 31 日閣議決定、平成 11 年 3 月 30 日改定、平成 12 年 3 月 31 日再改定)に則り段階的・計画的に規制緩和を行っている現在の状況を踏まえると、酒類の需給関係に与える影響を考慮しつつ慎重に検討していく必要があるものとする。

担当局課室等名	国税庁 課税部 酒税課
---------	-------------

分野	住宅・土地・公共事業	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	PFIの特性を踏まえた調達手続の法制化		
意見・要望等の内容	<p>PFI事業における民間事業者の選定に際し、多段階選抜方式や優先交渉権者との時間をかけた契約交渉等、PFIの特性を踏まえた下記のような新たな事業者選定手続を一般競争入札の類型という形で法制化し、PFI推進法に則って行われるPFI事業者に限り、適用できるようにすべきである。</p> <p>民間事業者の選定を多段階に分け、落札者を絞り込む手続 価格を含めた多様な提案内容につき、総合的に評価し、最も適していると思われる落札候補者（優先交渉権者）を選定する手続 落札候補者（優先交渉権者）の提示内容をベースに、資金調達条件を満たす条項を含めた複雑多岐な契約内容につき、詳細な協議・交渉を経て、最終的な契約締結を行う手続 仮に交渉の結果、契約に至らない場合、次点者の提案を採用し、再度交渉を経て契約する手続</p>		
関係法令	会計法 29 条の 3,5,6、予算決算及び会計令 72 条、73 条、99 条の 2,3	共管	なし
制度の概要	<p>国のPFI事業における民間事業者の選定は、一般競争入札を原則とし、契約が長期かつ複雑なものとなることから、適正かつ合理的に競争を行うため、</p> <p>契約担当官等が定める一般競争入札参加者の資格（予算決算及び会計令第73条）をPFI事業者の特性に応じ詳細に定め、入札参加希望者を審査して一定水準に達する者に絞り込む。</p> <p>入札者の提案内容について、価格（コスト）及びその他の条件（契約内容も含み得る）について総合評価方式（会計法第29条の6第2項）により評価。</p> <p>、総合評価落札方式の中で、必要に応じ複数の段階で評価、優劣を判断し、順次絞り込むことによって契約の相手方を決定することも可能。</p> <p>なお、評価において契約内容について交渉することも可能であるが、WTO政府調達協定は、交渉により評価の基準及び技術的要件の変更をした場合には、全ての参加者が変更された条件に基づき最終的な入札ができなければならないとしており、特定の入札者と交渉して当該者についてのみ契約内容を変更することはできない。</p> <p>また、落札決定後の協議による契約内容の変更も可能であるが、上記のWTO政府調達協定等により、変更は評価の基準等に関わらない軽微な内容に限られる。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 国のPFI事業の調達手続きについての要望の内容は、WTO政府調達協定の範囲内で、現行の会計法令により対処可能。なお、PFI事業の入札を総合評価方式によることについては、包括協議を取りまとめ、個別の協議は不要とすることとしている。			
担当局課室等名	主計局法規課		

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会ほか3団体	
項目	公的機関向け等のリース契約の長期継続契約			
意見・要望等の内容	<p>リース契約について、長期継続契約を認めるべきである。または、債務負担行為の手続を簡素化する等の措置を図ること。</p> <p>会計法において、長期継続契約は、電気・ガス・水の供給、電気通信役務の提供を受ける契約のみ可能となっており、リース取引の場合、情報機器、事務機器等の使用見込み期間内（例えば5年）での月額リース料支払を予定しているにもかかわらず、現実的には単年度の契約しかできない。また、リース契約のためにリース期間に亘る債務負担行為の手続が行われることは極めて稀である。</p>			
関係法令	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	共管	なし	
制度の概要	<p>会計法第29条の12は、電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること</p> <p>あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為により難しいものであること</p> <p>などから、長期継続契約とすることができることとしている。</p> <p>本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度に亘る提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約にはなじまない。複数年度の使用の契約が必要であれば、各省庁が予算要求を行い、国会の議決を受けた上で国庫債務負担行為を活用して対応すべきものである。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>（説明） 上記のとおり、情報機器等のリース契約については、経年による機器の減価により給付内容が通減する性質にあること、また、当該契約は有期かつ総額の確定したものであることから長期継続契約によるものではなく、複数年度に亘る契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることとなる。なお、国庫債務負担行為の必要性については、各省庁の判断であり、各省庁の要望を待つこととしたい。</p>				
担当局課室等名	主計局法規課			

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	研究開発予算の複数年度にわたる活用		
意見・要望等の内容	国家の研究開発プロジェクトを計画的・効率的に推進すべく、予算の複数年度化を実現すべきである。		
関係法令	憲法第 86 条	共管	なし
制度の概要	憲法第 86 条において、「内閣は毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」と規定し、予算の単年度主義を定めている。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>予算の単年度主義の原則は、国会の予算に対する毎会計年度ごとの審議を確保することにより、予算に対する国会のコントロールを保証するものであり、財政民主主義の観点から重要な意義を有するものである。</p> <p>研究開発予算の柔軟な執行については、財政法第 14 条の 3 に規定する繰越明許費の制度を活用することにより十分対応可能であると考えており、現に、経費の性格上「繰越明許費」に該当する事項については、従来からその対象とし、14 年度予算においても規定の範囲内で最大限対象としたところである。</p> <p>〔具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省所管の科学技術振興費のうち、宇宙開発事業団研究費補助金等の特殊法人向け研究開発費補助 ・経済産業省所管の産業技術振興費のうち、重点分野研究開発委託費等の各種研究開発経費 			
担当局課室等名	主計局法規課及び司計課		

分野	その他	意見・要望提出者	個人
項目	公共入札制度の規制について		
意見・要望等の内容	<p>「指名競争入札」における「指名」行為が入札制度の一番の「規制」である。この規制に守られて天下り、上請け・丸投げ、談合などが存続している。行政の事前型から事後型への移行に合わせ、入札制度もオープンにし、入札後落札者の適性をチェックするようにしたほうが良いと考える。</p> <p>官公需法に守られた地域産業においては、公開談合により地域雇用の確保を行えばよい。</p>		
関係法令	会計法第29条の3、予算決算及び会計令第94条	共管	なし
制度の概要	<p>国の調達については、その財源が国民の貴重な財源であることから、公正・透明な手続のもと、一般競争入札によることを基本としている。</p> <p>ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要がない場合、同競争に付することが不利と認められる場合には指名競争に付することとしている。また、予定価格が少額である場合に等には指名競争に付することができることとしている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明) 国の調達については、その財源が国民の貴重な財産であることから国にとって最も経済的に有利なものを調達していくことが原則である。従って、上記のように一定の場合は指名競争によることとしているが、あくまでも一般競争入札によることが基本である。</p>			
担当局課室等名	主計司法規課		